

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定によつて、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたとので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

府中市		市
府川町		町
六反田	老丁田	字
二二七番一、二二七番三、二二八番、二三二番、二三三番、二三四番及び二三五番一	一八三番一、一八三番三、一八四番、一八五番一、一八六番一、一八六番五から七まで、一八七番一から三まで、一九七番一、一九七番三、一九七番七、一九八番三、一九九番一、一九九番五、二〇〇番一から二まで、二〇〇番四、二〇一番四から五まで及び一八六番一地先	地番